

令和5年5月11日

竜神中学校保護者様

豊田市立竜神中学校長  
緒方 秀充

## 特別警報・暴風警報発令などの緊急時の対応について（お知らせ）

日頃は、竜神中学校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。  
さて、見出のことにつきまして、次の通り対応しますのでご連絡いたします。

### I 警報時における生徒の登下校について

#### 1 登校する前に「特別警報・暴風警報」が発令されている場合

5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00
		↔↔							
午前6時00分までに解除 平常通り授業		午前6時を過ぎてから警報が解除されるか、又は引き続き解除されない 場合には、 <b>当日の授業は中止</b> とし、自宅待機							

※ 給食について：気象情報等により事前に特別警報・暴風警報が発令されると予測される場合は、あらかじめ給食を中止する場合があります。

#### 2 登校後に「特別警報・暴風警報」が発令された場合

- (1) 気象状況等から、生徒が安全に帰宅できる場合は、授業を中断し、教師が引率して集団下校させます。
- (2) 気象状況等から、通学路の安全確保に問題があると判断した生徒は、学校に待機させます。この場合、学校から家庭に連絡し、お迎えをお願いすることとなります。

#### 3 土砂災害や河川の氾濫に関する気象情報等により市から「高齢者等避難」が発令された場合 該当する場合は、上記の1、2に準じます。

高齢者等避難 該当単位で発令	避難発令単位	該当校
土砂災害 竜神中学校区に該当地区無し	コミュニティ (中学校区)	関連する小学校を含む 中学校区
河川の氾濫 (逢妻男川)	竹町・中町・竜神町 竹元町・土橋町	該当町を含む小学校及び 中学校

- ※ 「高齢者等避難」の発令を待たずに「避難指示」「緊急安全確保」が発令された場合も上記の1、2に準じます。
- ※ 特別警報・暴風警報が解除された後も、「高齢者等避難」の発令が継続している場合もあるため、適切な情報の把握に努めてください。
- ※ 土砂災害について、山之手小学校は豊南中学校区に準じます。そのため、山之手小学校区のご家庭は、小学生のお子さんは休校で、中学生のお子さんは登校となる可能性があります。

#### 4 「大雨警報」「洪水警報」が発令された場合

- (1) 生徒の登下校については、校長が校区内の戸外状況を判断して決定します。休校にする場合は、『きずなネット』でお知らせします。
- (2) 河川・道路・橋などの状況を把握し、危険な場合は自宅待機させ、学校に連絡してください。

## 5 その他

気象台から発表される気象情報には、各種の発表・特別警報・警報・注意報があります。特に、「特別警報」「暴風警報」と、その「発令地区」にご注意ください。  
< 本校は、「愛知県全域」・「愛知県西部」・「西三河北西部」・「豊田市西部」で判断します。>

## II 大規模地震発生時における対応について

### 1 学校活動中に市内で震度5弱以上の地震が発生した場合

生徒個人票裏面の「大規模地震の注意情報が出された場合の下校方法について」の記載にしたがい、集団下校または迎えとします。  
※ 『きずなネット』等による学校からの連絡がなくても実施します。

### 2 南海トラフ地震について

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されても、通常通りの教育活動を継続します。  
※ 校外活動や部活動は中止になる可能性があるため、詳細は『きずなネット』等で連絡をします。

### 3 その他の地震発生について

※ 市教委の指示を受け、必要に応じて、『きずなネット』等で連絡をします。

## III 弾道ミサイル発射に係る授業の取扱い等について

】アラートの緊急情報が愛知県に発信された場合は次のように対応します。

### 1 登校前に発信された場合

ミサイルが領海外に落下	ミサイルが領土・領海に落下
生徒は登校します。	<b>生徒は自宅待機とします。</b> ※ その後の対応については、学校から生徒・保護者のみなさまへ『きずなネット』や学校ホームページ等で連絡します。

### 2 学校活動中に発信された場合

生徒は学校活動を中断し、できる限り安全な場所で待機し、次の通り対応します。

ミサイルが領海外に落下	ミサイルが領土・領海に落下
生徒は学校活動を再開します。	<b>生徒は待機を継続し、安全確認ができ次第、学校活動の継続等を行います。</b> ※ 学校の対応については、保護者のみなさまへ『きずなネット』や学校ホームページ等で連絡します。

※ 弾道ミサイル落下時の行動については、内閣官房ホームページ（国民保護ポータルサイト）に掲載されていますので、ご確認ください。

## IV 不審者の侵入対策について

- (1) 教員で分担して門の様子を見たり、防犯カメラを活用したりすることで、不審者の早期発見に努めます。
- (2) 来校者名簿や来校者カードを活用して、来校者を記録・管理します。
- (3) 不審者用緊急通報装置やさすなどを設置し、不審者の侵入に備えます。
- (4) 不審者が侵入した場合、全職員で対応し、生徒の安全を確保します。緊急で下校する場合は『きずなネット』でお知らせします。